

愛光園指定居宅介護支援事業所
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛光園が開設する愛光園指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営規程に関する事項を定め、適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- 5 上記の他、「かつらぎ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年かつらぎ町条例第15号）を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 愛光園在宅介護支援センター
- 二 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野1401-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理、事業の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 5名（常勤専従4名、管理者と兼務1名）
(介護支援専門員研修修了者 5名)

介護支援専門員は、要介護者からの依頼に応じ、要介護者等が心身の状況や置かれている環境などに応じ居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容、担当者などを定めた計画（居宅サービス計画）を作成する

とともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし併設施設等との連携により、相談窓口は24時間制とする。

一 営業日 月曜日～土曜日とする。

ただし、祝日及び第5土曜日、12月30日～1月3日までを除く。

二 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

土曜日 午前8時30分～午後0時30分

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供及び内容は次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所

事業所の事務所、利用者宅

二 使用する課題分析表の種類

居宅サービス計画ガイドライン方式

三 サービス担当者会議の開催場所

事業所の事務所、利用者宅

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低月1回は利用者宅を訪問し、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握等、モニタリングを行ないます。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、かつらぎ町・紀の川市(旧那賀町、粉河町に限る)・橋本市の区域とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービス(現物給付)である時は、利用料は不要であるが、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

一 被保険者証を提示すれば、居宅介護サービス計画等の作成費に係る利用者負担は、本人に代わり国保連合会に全額請求し受領することになる。

二 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用し

た交通費は、次の額を徴収する。

1. 通常地域を越えた地点から片道 10 km未満 無 料
 2. 通常地域を越えた地点から片道 10 km以上、20 km未満 650 円
 3. 通常地域を越えた地点から片道 20 km以上、5 kmごとに 500 円加算
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（記録の整備）

第10条 事業所は、居宅サービス計画書・サービス担当者会議・その他居宅介護支援の提供に関する記録を整備すると共に当該提供したその日から5年間記録を保存するものとする。

（人権擁護）

第11条 利用者の人権を擁護するため、事業所に人権擁護推進委員会を設置するとともに、事業所職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

2 人権擁護委員は、居宅介護支援職員のうちから事業所管理者が任命する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第13条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛光園理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年7月2日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年3月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。